

愛知教育大学と株式会社ベネッセコーポレーションとの相互連携に関する協定書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と株式会社ベネッセコーポレーション（以下「乙」という。）は、以下のとおり相互連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が広く学校教育に関わる事業や研究を共同で実施することにより、よりよい教育の未来につながる教職の魅力向上に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の規定に基づき連携する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教職の魅力向上を促す機会の創出及び情報発信
- (2) 研究プロジェクトを共同で推進すること
- (3) その他双方が必要と認めたこと

（連携協議）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携事項を実施するために必要な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 第2条各号に掲げる連携事項の実施に伴う経費の負担については、甲乙の協議により定める。  
2 前項の規定にかかわらず、甲乙間で締結した委託契約に関する事業の経費については、別に定める。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に関して相手方から秘密である旨を明示して開示された秘密情報について、善良な管理者の注意義務をもって厳に秘密として保持し、本協定の目的以外の目的に使用しないものとする。  
2 甲及び乙は、前項の秘密情報を第三者（弁護士、公認会計士、弁理士その他法令上守秘義務を負う者、及び乙においては乙の親会社を除く）に開示し、又は漏洩してはならない。  
3 本条の規定は、本協定の終了後も有効とする。

（公表）

第7条 甲及び乙は、本協定を締結した事実を公表する場合、相手方と具体的な公表方法と公表内容を協議し、事前に相手方から承諾を得るものとする。

（その他）

第8条 本協定に定める事項に関する細目については、別途甲乙協議の上定める。

2 本協定に定める事項について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙が誠意をもって協議の上定める。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和6年1月30日

（甲）

愛知教育大学長

野田敦敬

（乙）

株式会社ベネッセコーポレーション  
名古屋支社長

井上寿士